



平成 2 1 年 8 月 1 1 日
内閣府（防災担当）

平成 2 1 年 7 月中国・九州北部豪雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（山口県）

- 平成 2 1 年 7 月中国・九州北部豪雨災害について、山口県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
【山口県】 山口市（やまぐちし）	7月21日	第1条第1号 （施行令）	2	7	285

注 1 上記の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注 2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当（山口市は人口10万人以上30万人未満であることから、滅失100世帯以上で同号に該当）することによる。（滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

※ 山口県においても同時発表。

なお、防府市については、7月30日に被災者生活再建支援法適用の旨発表済み。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
中島、今西

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）
3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）